

V 次回（第3回）に向けた検討について

- 今回の現行の分割基準や事務所・事業所の定義と乖離している事例のうち、是正が必要とされる事業活動の選択。

【今回事務局が作成した事例】

分割基準の見直しを検討すべき業種例	事務所・事業所に該当しない業種例
① E C化（物品販売系）	① 特定目的会社
② フランチャイズ	② 太陽光発電・風力発電
③ 分社化・地域子会社化	③ E C化（デジタル系）
④ オートメーション化	

※ 委員から追加すべき業種の提案があれば、合わせて検討。

- 次回までに事務局において調査すべき事項、作成すべき資料の提案など。

次回（第3回：10/10）の予定

- 偏在是正に関する課題の整理
- 令和7年度 国の予算編成等に対する提案（冬提案）への反映内容の提示